

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令について

平成 27 年 8 月
国土交通省総合政策局

1. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の業務として地域公共交通への出資等の業務を新設し、高度船舶技術開発等業務等を廃止する等の改正を行うこととした。改正法は第 189 回国会における審議を経て、平成 27 年 5 月 27 日に公布された。

2. 省令改正の内容

①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正

改正法において機構の地域公共交通への出資等の業務が新設されることを踏まえ、事業の実施に必要な資金の調達方法として機構から出資等を受ける旨が定められた地域公共交通再編実施計画等の認定に係る権限を国土交通大臣（本省）の権限とする規定を設けるほか、所要の改正を行う。

②独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正

改正法において機構の地域公共交通への出資等の業務が新設され、高度船舶技術開発等業務等が廃止されることを踏まえ、以下について所要の改正を行う。

- ・業務方法書に記載すべき事項
- ・機構の勘定区分
- ・信用基金等に関する規定

③その他

その他、改正法の施行に伴う所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成 27 年 8 月下旬

施 行：改正法の施行の日（平成 27 年 8 月 26 日）